

2024年9月6日 フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会Q&A

フリーランス新法の適用対象に関して		回答
1	医師、弁護士、プロスポーツ選手、エキストラなど映像制作に関わる仕事の本業ではない方に業務依頼し、ギャラが発生する場合フリーランス新法適用対象者か？	特定受託事業者の定義に該当する相手であれば対象となる。本業かどうかは関係ない。
2	フリーランスが会社（事務所）を法人登録し、従業員を雇用しているが、それが同居親族の場合はフリーランス新法適用対象者か？	同居親族のみを従業員として使用している場合は対象となる。
3	日本に居住していない「非居住者」はフリーランス新法対象外か？ ※居住者＝日本国内に「住所」があるかまたは現在まで引き続いて1年以上「住所」がある個人という認識です。	国籍は関係なく特定受託事業者の定義に該当すれば対象となる。 国をまたがる業務委託であったとしても、一部でも国内で行われていれば対象となる。 例えば、発注者が日本国内でフリーランスが海外在住だとしても、「一部は国内で行われている」となり、本法の適用対象の取引となる。
4	個人であれば自動的にフリーランスと判断できるが、法人の場合は従業員の有無などの把握が難しい。 フリーランス新法の対象になるか否か発注者が確認する責任を負うべきか？ 負うべきであれば、その方法などあれば教えてください。	個人でも自動的にフリーランスになるわけではない。 「発注者が確認する責任を負うべきか」に対しては、発注者に法律上確認する義務を課してはいないが、法律を遵守する上で本法対象者か否かを把握する必要がある。 確認方法についてこうしなければいけないというものはないが、例えば、特定受託事業者の定義を先方に渡してアンケートに答えてもらうことも考えられる。
取引条件の明示（発注書）に関して		
5	発注書は取引金額によらず、すべてのフリーランスに交付する必要があるか？	金額によらず、必要。
6	紹介会社を介してフリーランスを起用し、当該紹介会社が報酬を支払う場合、制作会社はフリーランスに発注書を交付する必要があるか？	仲介事業者（紹介会社）が単に仲介のみをしている場合は、制作会社が特定業務委託事業者に該当するため、制作会社がフリーランスに発注書を交付する必要がある。制作会社が仲介事業者に業務委託をし、仲介事業者がフリーランスに再委託した場合や、仲介事業者が実質的に再委託している場合は仲介事業者が、特定業務委託事業者に該当するため、仲介事業者が発注者としてフリーランスに発注書を交付する必要がある。
7	複数名のエキストラをフィルムコミッションや知人を介して集めていただき、制作会社が報酬を支払う場合、制作会社は発注書を交付する必要があるか？ ※当日まで誰が来るか不明で事前交付は困難	「実質的にフリーランスに業務委託している」とは委託の内容（物品、情報成果物、役務の内容、相手の選定、報酬の決定）への関与の状況、契約の状況など取引実態を総合的に考慮した上で個別に判断される。
	「実質的にフリーランスに業務委託している」状況とは何が決め手になるのか？	ガイドラインで「委託の内容（物品、情報成果物、役務の内容、相手の選定、報酬の決定）への関与の状況、契約の状況など取引実態を総合的に考慮した上で個別に判断される。」とあり、これらの要素を総合的に考慮するため、どれか1つが決め手になる、というものではない。
8	「募集情報の的確表示義務」①～⑤の提示で発注書交付とみなされるか？	みなされない。
9	フリーランスへの支払い代行（元委託者からフリーランスに直接発注した後、当社から支払い代行した）の場合は発注書を発行しなくて良いか？ また、支払い代行する場合、フリーランスからの請求書に記載してもらうべき事はあるか？	元委託者から直接発注しているのであれば、元委託者が義務を負うため、支払代行しただけの制作会社が発注書を交付する必要はない。この場合、法律上、請求書に記載してもらう必要があるものはない。
10	発注書をフリーランスに送付したものの、先方がメールを見ていない、書面の受領連絡をしない場合、発注側としての対処が必要か？ フリーランスに発注書を送付した証跡を残すのみで問題ないか？	御質問の場合で、発注者側に何らかに対処していただく必要はない。 ただし、送付した証跡を残すことはお勧めする。
内容		
11	報酬基準額の具体的な提示方法は料金表以外の提示方法はあるのか。 演出やカメラマンなど厳密な料金表が存在しない業態の役務提供に対する合法的な提示方法を知りたい。 例えば業界一般的な目安価格等？「TVCM 15秒30秒 計2タイプ ○万。使用タイプが増えた場合は協議」の様なベース+αのような書き方は認められるのか。その+αの部分の条件も明示しないといけないのか？	例示にあるようなものとして、そもそも報酬の額を明示する際、目安価格を明示することは認められない。 御質問の例を見る限り、「+α」は新しい業務委託をしているように考えられるので、未定事項ではなく、「+α」の分についての取引条件の明示（発注書で明示する場合には、新たな発注書を交付）が必要となる。

12	<p>スタッフ拘束期間が長い映画等の長期案件は1ヶ月毎に分割して報酬を支払っている。</p> <p>(例、納期3月末として1-3月拘束して合計300万 翌月末毎に100万を3回に分けて支払い) 上記の場合、発注書に明記する内容と運用方法を知りたい。</p> <p>納期3月末、ギャラ合計金額300万の発注書を発行し、「備考欄に支払い条件を追記しておく」で良いか？あるいは毎月末の支払いに合わせ補充書面が必要か？</p>	<p>この場合には、総額、毎月の支払日、毎月の金額を明示することが適当。この場合、これらの項目が未定事項とならないのであれば、未定事項はなくなるため、補充書面は不要である。</p>
13	<p>人件費に、立替費用（交通費・駐車代・食事代・衣装費代・小道具代等）を合算して支払う場合、発注書の発注金額には人件費のみを記載し、立替費用は実費を支払う旨記載することで良いか？正しい記載内容を教えてほしい。</p>	<p>「役務の提供委託で人件費が報酬の額」という前提で回答すると、「立替費用は実費を支払う」と明示すれば足りる。立替金額の請求を受けた後、実際の支払金額をフリーランスに明示する必要がある。</p>
タイミング		
14	<p>取引条件明示を行うタイミングに関して「業務委託後直ちに明示」とありますが、「直ちに」を当日や翌日とすると取引条件がほぼ未定としか記載できない。</p> <p>広告映像制作業務では、「業務委託の打診」⇒「スケジュール確定」⇒「最終（PPM）見積および制作内容の確定」まで2週間～4週間程度かかる。正確な取引条件を明示できるのは「最終（PPM）見積および制作内容の確定」時点となるため、その時点で発注書を交付することで良いか？あるいは、全て「未定」でも「直ちに」交付する必要があるのか？</p> <p>※PPM=Pre Production MTG（撮影前に行われる最終確認のためのMTG）</p>	<p>前提として、「直ちに」は「すぐに」ということ。「翌日」ではない。</p> <p>どんな内容、条件で業務を行うかがほぼ分からない状態というのは、そもそも業務委託をしたとは必ずしも考えられないが、仮に発注することが決まったのであれば、あらかじめ未定事項があったとしても取引条件の明示を行っていただくほうがフリーランスにとってよいと考える。</p>
再発行		
15	<p>報酬額など交付済みの取引条件（業務内容、契約期間、金額等）に変更があった場合、発注書の再交付は必要か？</p>	<p>修正部分をしっかり明示する必要がある。全部を書き直すのではなく、変更部分のみでOKだが、最初に明示した取引条件との関連性がわかる記載が必要。</p> <p>注意点として、発注書を修正したとしても、報酬の減額、不当な給付内容の変更、やり直しに該当する行為を行ってすれば、第5条の違反になる。</p>
16	<p>やむを得ない事情で作業が中止となりキャンセル料に対応する場合、発注書の再発行は必要か。その他、発注書送付後の作業の中止に伴い注意する事項は何か。</p>	<p>再発行は不要だが、不当な給付内容の変更に該当しないよう注意が必要である。</p> <p>トラブルにならないように事前にキャンセル時の扱いを決めておくことが適当である。</p>
アシスタントへの対応		
17	<p>フリーランスのカメラマンや照明技師に業務委託する場合</p> <p>カメラマンや照明技師の判断で作業アシスタントを付ける。チーフアシスタントはカメラマンと照明技師が手配し、セカンドアシスタントはチーフアシスタントが手配し、それぞれが業務指示をする。</p> <p>ギャラの支払いは、下記2パターンになる。</p> <p>①カメラマン・照明技師・全てのアシスタントに対し制作会社が支払う場合</p> <p>②カメラマン・照明技師が全てのアシスタントに支払う場合</p> <p>アシスタントの発注者はカメラマンや照明技師であるため、上記いずれの場合も制作会社は発注書を交付する必要はないか？</p> <p>※撮影・照明アシスタントの金額は各制作会社の規定単価表に基づいて決まる。</p>	<p>取引条件の明示は発注事業者の義務である。</p> <p>発注事業者がカメラマンや照明技師なのであれば、制作会社が支払をしていたとしても、制作会社は取引条件明示の義務を負わない。</p> <p>制作会社が撮影・照明技師に業務委託をしており、撮影・照明技師は委託された業務を遂行する上でアシスタントが必要と判断し、アシスタントに業務依頼している場合には、アシスタントは撮影・照明技師からの再委託なので、制作会社からの発注書は不要である。</p>
制作会社が直接アシスタントに発注書を出さざるを得ない場合		
18	<p>アシスタントの連絡先を入手することが困難な場合、第三者（カメラマンや照明技師など）を介して発注書をアシスタントに渡すことは問題ないか？</p>	<p>問題はないが、例えば、第三者がアシスタントに渡すことを忘れた場合でも、業務委託事業者が違反行為を行ったこととなる。</p>

19	<p>アシスタントへの発注書発行のタイミング 多くのアシスタントは撮影日に現場で初めて会うため、事前に発注書のやり取りができない。 ・撮影日に発注書を渡しても良いか？ ・発注書の発注先名をフリーランス本人に記入してもらっても良いか？ ・発注先名が無記名な発注書を手渡し、翌日以降に正式な発注書を送っても良いか？ 上記のような場合、中小企業庁の監査で証拠の提出を求められることを想定し、最低限どのような形で証拠を残すことが必要か具体的に教えてほしい。</p>	<p>発注書は「直ち」に交付する必要があるため、業務委託した日に明示する必要がある。 それを前提にして、 ・撮影日に発注書を渡しても良いか？との点は、法律上不可である。 ・発注書の発注先名をフリーランス本人に記入してもらっても良いか？との点は、撮影日に発注書を渡すことを前提にした質問かと思うが、業務委託をした日に発注書を手渡しする場合には、その場で本人に記入してもらうことなら可 ・発注先名が無記名な発注書を手渡し、翌日以降に正式な発注書を送っても良いか？との点は、構わないものの、未定事項の扱いになるため、未定事項である理由、いつ決まるかを記載し、内容が決まった後に未定とした事項（この場合は発注先名）を明記し、かつ、当初の明示との関連を示す記載をする必要がある。 中小企業庁の下請法の調査についての質問であるなら、下請法第5条で書類の保存義務があるため、取引の流れが分かる一連の書類を残しておく必要がある。</p>
20	<p>アシスタントへの発注書の発注金額には「単価表に基づく」とすれば良いのか？あるいは作業が完了し単価表に基づいた金額が決まった後に、発注書を再発行する必要があるか。</p>	<p>業務委託をした日に行う取引条件の明示（当初の明示）で、単価表に基づいて計算する旨を記載し、作業完了後に単価表に基づいた金額が決まった後に、具体的な金額を明示する必要がある。</p>
下請法との違い		
21	<p>「発注書の送付前に見積を取り寄せる、取引の証拠（メール等）を2年間保存する」等が下請け法では義務付けられているが、フリーランス新法も同様か？これらの点において、下請法との違いは何か具体的に教えてほしい。</p>	<p>フリーランス法には下請法のような書類の保存の義務はない。 ただし、電磁的方法で明示した後にフリーランスから書類でほしいという要望があった場合は対応する義務がある。報酬の支払が完了するまでの間に対応する必要があることを踏まえ、支払完了までは書類を残すことを勧める。</p>
22	<p>中小企業庁の監査では、下請法と同様に、発注書やメール等の取引の証拠の提出を求められるか？</p>	<p>フリーランス法では、②の回答のとおり、書類の保存義務はない。ただし、中小企業庁であれ当委員会であれフリーランス法の調査において、発注書等を求められることはあり得るので、留意いただきたい。</p>
23	<p>現在使用している下請法の発注書が、今回のフリーランス対応の発注書の『書面などによる取引条件の明示』する項目や内容を網羅しているため、そのまま使用して良いか？ 下請法・フリーランス新法両方に該当する方※には両方の発注書を発行する必要があるか？ ※音楽・CG・アニメーションなど</p>	<p>そのまま使用していただいて差し支えない。 フリーランス法の取引条件の明示事項が適切に明示できているのならば、下請法の発注書のみで構わない。</p>
納品日、役務提供完了日に関して		
24	<p>CM制作は、撮影が終わってから編集作業があり、その後試写を行い、広告主のOKが得られて検収完了という流れになっており、関わるスタッフはそれぞれの仕事の性質によって作業日や責任の範囲が異なる。 業種毎の納品、役務提供完了日の考え方は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーPM：委託内容次第 ・カメラマン・照明技師：撮影日 / グレーディング日（画質調整） ・ロケコーディネータ：ロケ最終日 ・美術部：撮影最終日 ・ヘアメイク：撮影最終日 ・スタイリスト：撮影最終日 ・エディター：各種試写承認日 等 ・アニメーター・イラストレーター・作曲家：素材の納品まで <p>商習慣に合わせて役務提供完了日を設定すべきか？ あるいは、職種に関わらず広告主が検収完了した日として良いのか？</p>	<p>質問のケースは細かい話になるため、個別の判断となるが、検査の有無に関わらず役務の提供が完了した日から60日以内のできる限り短い期間で支払期日を設定し、それまでに支払う必要がある。そのため、それぞれのお仕事が終わった日から60日以内のできる限り短い期間内で支払記事を設定するというのが基本的な考え方である。 「広告主のOKが出て検収完了」という点は、制作会社と広告主との関係であり、フリーランスとの取引には関係がない。制作会社とフリーランスとの関係において考慮するものではない。</p>

期日における報酬の支払い義務に関して		
25	<p>広告映像制作会社は、元委託者（広告主・広告会社）から受けた業務の一部を発注事業者としてフリーランスに再委託する。この場合フリーランスへの発注書に記載する支払い期日は、元委託者支払期日から起算して30日以内で出来るだけ短い期間内で定めた上で以下の事項を通常明示すべき事項に加え発注書に明示すれば良いのか？</p> <p>①再委託である旨 ②元委託者の名称 ③元委託業務の対価の支払い期日</p> <p>もし、納期がずれて元委託者からの支払いが遅れた場合、フリーランスへの支払いも遅らせて良いのか？その場合は支払い日の変更になるため発注書を再発行する必要があるか？</p>	<p>左記のように明示していただければ問題はない。ただし、再委託の例外は、再委託である場合に必ずそのような支払期日にしなければいけないものではない。</p> <p>また、③に関して、元委託者からの支払いが遅れたとしても早くなったとしても、当初の支払期日に報酬を支払う必要がある。元委託者からの支払日の変更は再委託先のフリーランスに影響させてはいけない。</p>
26	<p>源泉税や会社のシステムの関係上、月末の振込でしか対応できない。振込が月末になるよう、納品日を毎月1日に設定することは認められるか？</p>	<p>納品日をどう設定するかは発注事業者の自由である。ただし、無理な納期を設定しないよう留意していただきたい。</p>
継続的業務委託に関して		
27	<p>継続的業務委託に該当する場合、発注者は禁止行為をしてはならず、報酬の減額は禁止とすることが、次の2つの事例（実際に想定される発注者とフリーランスとのやりとり）も報酬減額にあたるか？</p> <p>例1：発注者側からの相談やフリーランス側からの金額提示により、「この仕事は50万円かどうか」というおおよその金額のすり合わせ後、「実際の報酬金額は作業量で決めましょう」と口頭やメールで合意したケース。 例2：フリーランス側から提示された事後見積りの金額に対し、発注者側から値下げ交渉すること。</p>	<p>例1：実際の報酬金額は作業量で決めるとした場合、算定方法（作業量を入れ込めば金額が自動的に算出されるもの）を明示するか、未定事項として明示する必要がある。ただし、作業量を入れて込んで自動的に算出される金額よりも減らして支払えば、減額に該当し得る。 例2：前提として、そもそも「事後見積」とならないよう、事前に取り決めていただく必要がある。</p>
28	<p>「一定の期間」は、1か月、6か月の期間の定義はあるが、起点と終点の定義はどのようにされているのか？ 禁止行為対象になる「一ヶ月以上の業務委託」始期にあたる「業務委託をした日」とは発注書などを発行した日という認識であっているのか。</p> <p>まず電話で発注し、後日発注書を送った場合はどちらが起点となるのかまた例えば実際の撮影日（稼働日）が発注時の一ヶ月以上先だった場合は発注日を稼働日に近い日付で設定しても良いか？ 映像制作の場合、実際の発注日と稼働日の間に開きがある可能性があるため。</p>	<p>巻末資料参照</p> <p>発注書の日付が起算日となる。口頭発注だけの場合には法律に違反することとなる。発注日と稼働日に開きがあったとしても、起点は発注日になる。</p>
その他		
29	<p>11月1日施行とは。...10月発注で11月作業・納品の場合、この法律が適用されるか。</p>	<p>11月1日以降に業務委託をした取引が適用対象となる。 なお、基本契約を締結しているなどの場合、11/1以降に当該契約を更新した場合には、更新時から適用対象となる。自動更新の契約はよく確認してほしい。</p>
30	<p>発注金額とフリーランスから送られてきた請求書に乖離があった場合の対処方法を教えてほしい。</p>	<p>本法上は、取引条件の明示において支払うと明示した報酬の額を支払うことが義務である。ただし、フリーランスに対し、なぜ乖離があるのか確認してもらいたい。</p>
31	<p>支払が期日を過ぎてしまった場合の罰則は？</p>	<p>下請法のように遅延利息の支払義務は定めていないが、支払期日を過ぎて支払うことは「期日における報酬支払義務違反」になるため、行政機関の勧告などの対象となる。</p>
32	<p>フリーランスの不備（請求書を送ってこない／精算完了しないなど）で60日ルールを守れない場合の発注側にペナルティはあるか？対処方法は？例えば「役務提供完了日後5日以内に請求書を発行してもらう」などのルールを設定することは違法か？</p>	<p>フリーランスが請求書を送ってこない、精算をしないことが原因でも、支払期日に支払わないことは制作会社側の違反となる。</p> <p>御指摘のようなルールを設けることはフリーランス法上は違法ではない。</p>
33	<p>請求書が届いてからフリーランス新法対象者だと知った場合、発注書は必要か？その他の対処について教えてほしい。</p>	<p>事前の確認に対してフリーランスから「フリーランスに該当しない」と回答されたが、実は本法のフリーランスに該当しており、本法違反となってしまった場合、指導を行うことはあるが、ただちに勧告の対象とはならない。</p>
34	<p>発注書発行後にフリーランスによるミスや法令違反により発注を取り消す場合の対応を教えてほしい。</p>	<p>フリーランスのミスが発注事業者側の行動に起因する場合は、不当な給付内容の変更等に該当し得るため、注意が必要である。</p>

35	フリーランスが撮影現場などで、レンタル機材や施設等を破損させた（彼らの過失が大きい）場合、弁償代を報酬から引いて支払うことは可能か？	可能だが、ペナルティとして報酬から減額した場合、それが違法となる減額に当たるかは、契約や取引の実態、フリーランスの責めに帰すべき事由があるかないか、など個別の判断になる。
36	報酬の減額などの禁止行為は1か月以上の業務委託の場合のみ対象と書かれているが、委託期間が1か月に満たない場合、発注書に記載した報酬から減額して支払っても違反にならないのか？	法律違反にはならないが、禁止行為はやらないことが当たり前ではあるので、やっていいという認識は持たないで欲しい。
37	その他、フリーランス法に抵触する具体的な事例やその際の罰則があれば教えてほしい。	法律施行前なので、具体的な事例はない。 公正取引委員会／厚労省／中小企業庁が合同で作ったパンフレット「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法に禁止行為や違反となる例が書かれているため、参照してほしい。
38	ハラスメント対策体制について フリーランスに公布する発注書に、特記事項欄（備考欄）を設け、以下の例のように、ハラスメント対策に関する体制整備を記載することを検討していますが、問題ないでしょうか？ 例）ハラスメントへの当社のポリシーや、ハラスメントの相談先は以下をご覧ください。 https://www.●●●.co.jp/company/ （※URLは仮です）	就業環境整備に関しては厚労省に確認してほしい。 →労働局に確認したところ、「問題ない。」との回答。

一定期間以上の業務委託契約についての考え方（5条、13条・16条）

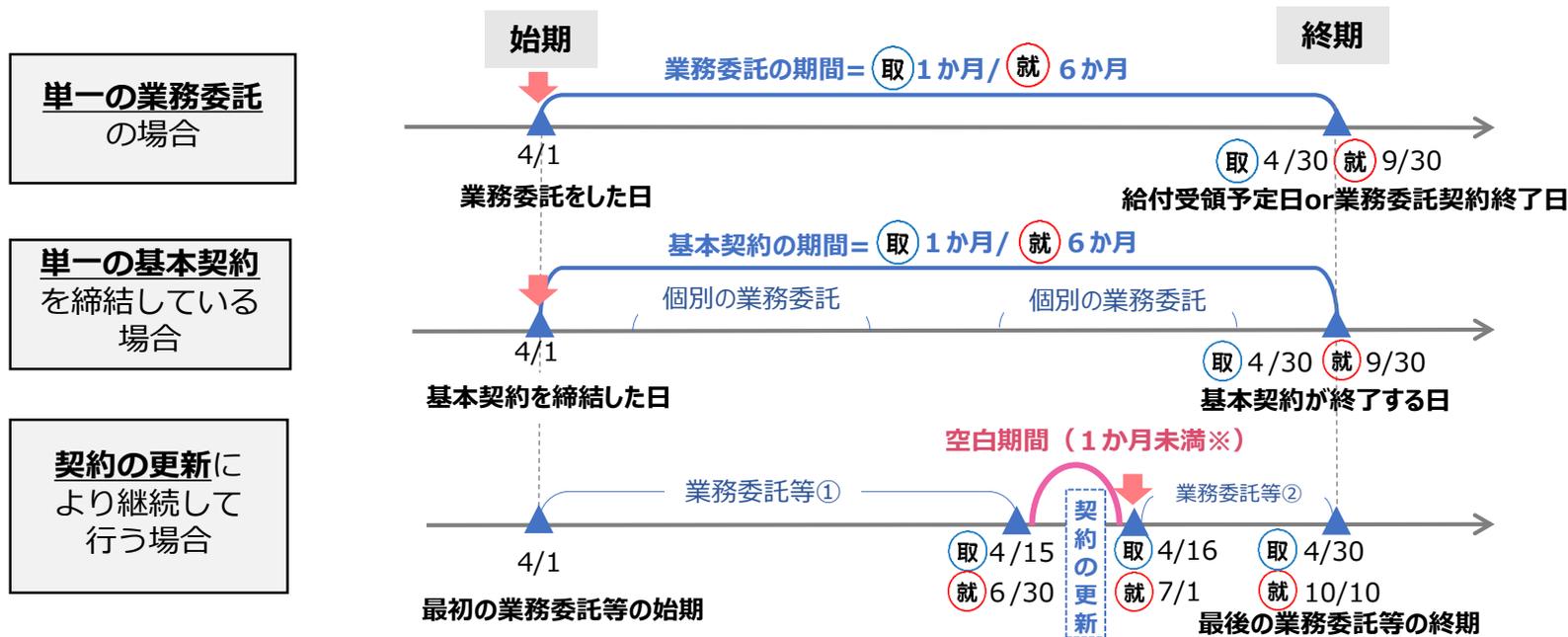
▶ 報酬の減額等の禁止行為（5条）は「1か月以上」、育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条）と中途解除の事前予告等（16条）は「6か月以上」の期間の業務委託をする場合が対象となる。

■ 業務委託の期間の始期と終期

ケース	始期	終期
単一の業務委託の場合	業務委託に係る契約を締結した日から ※具体的には、 <u>3条に基づき明示する「業務委託をした日」</u>	業務委託に係る契約が終了する日まで ※具体的には、 ① 3条に基づき明示する「給付受領予定日」 ② 業務委託に係る契約の終了日 のうち最も遅い日
単一の基本契約（※）を締結している場合	基本契約を締結した日から	基本契約が終了する日まで
契約の更新により継続して行う場合	最初の業務委託等の始期から	最後の業務委託等の終期まで

（※）基本契約とは、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約を指す。名称は問わず、契約書の形式である必要はない。

取 取引適正化関係（5条） 就 就業環境の整備関係（13条、16条） ↓ 法適用の開始



※「契約の更新」と認められるには、
① 契約の当事者が同一であり、給付又は役務提供の内容が一定程度の同一性を有すること、
② 空白期間が1か月未満であること
のいずれも満たす必要がある。